

よこすか

第32号

消費生活レポート

今回の話題

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意！
通帳やマイナンバーなどは、絶対に教えない！渡さない！



新型コロナウイルスの感染拡大に関連した相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。そこで今回は、市役所などの公的機関や携帯電話会社などになりすまして、助成金や定額給付金を口実に、個人情報や口座情報を詐取しようとする相談事例をご紹介しますとともに、トラブルを防ぐためのポイントをご説明します。

相談事例

【事例1】

昨夜、タブレットを操作していたところ、10万円給付しますという案内を見つけ、特別定額給付金の手続きができると思い、サイトにアクセスした。画面の指示に従ってマイナンバーカードのパスワードを入力し、タブレットの後ろにマイナンバーカードを置き確認ボタンを押した。怖くなってインターネットの接続を切った。マイナンバーカードの情報を不正利用されないか心配だ。

【事例2】

「〇〇市コロナ対策室です。この度は新型コロナウイルス感染のことで、大変ご心配をおかけしています。お見舞い申し上げます。市では、このような皆様に助成金をお配りしています。お子様1人当たり3万円です。つきましてはキャッシュカードの番号又は銀行口座に振込みますので口座番号を教えてください」という電話がかかってきた。被害にはあっていないが、不審だ。

【事例3】

「〇〇〇（携帯電話会社名）の会員の皆様へ」とあり、「新型コロナウイルスの影響で不安な日々をお過ごしかと思います。弊社社員一同も早期解決を祈るばかりです。さて、〇〇〇では会員様に少しでも快適な生活を送っていただくため、事態収束まで毎月「助成金配布」を決定いたしました。毎月総額「1億円」を会員の皆様限定配布させていただきます。」というURLが添付されたメールが届いた。URLを開くと当選金として2,400万円を無料で貰えるとあり、振込口座情報を送信するようになっていた。不審だ。

アドバイス

1. 怪しい電話はすぐに切り、メールは無視してください。
電話やメール等で「助成金があるので個人情報や口座情報を教えてほしい」と言われたら、詐欺の疑いがあります。こうした電話はすぐに切り、メールは無視してください。
2. 絶対に口座情報や暗証番号等を教えたり、キャッシュカード等を渡さないでください。
事業者団体や金融機関、警察が暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードや通帳を送るように指示したりすることは一切ありません。電話や訪問をされたり、メール等が届いたりしても、絶対に口座情報や暗証番号等を教えたり、キャッシュカード、通帳、現金を渡したりしないでください。
3. 市区町村や総務省などが以下を行うことは絶対にありません！
 - ・現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること。
 - ・受給にあたり、手数料の振込みを求めること。
 - ・メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること。
4. 「怪しいな？」と思ったらご相談ください
 - ・消費者ホットライン：「188（いやや!）」番
最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。
 - ・「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」
国民生活センターでは、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等に関する消費者トラブルの相談を受け付けるため、「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」を開設しております。
0120-213-188（10:00～16:00）
 - ・お近くの警察署
 - ・警察相談専用電話 #9110（参考）※2020年5月8日時点
 - ・特別定額給付金コールセンター（総務省）
0120-260-020（9:00～18:30）
 - ・持続化給付金事業 コールセンター（経済産業省）
0120-115-570（8:30～19:00）

出典：国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意！（速報第5弾）

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20200403_1.pdf

「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」の受付状況（第1報）

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20200508_1.pdf

イラスト提供：神奈川県 2013

■消費生活相談窓口（横須賀市消費生活センター）



- 電話 821-1314（相談専用電話）
- 相談受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00
（祝日、年末年始の休館日は除く）

※ 対象は横須賀市民のみです